## 下関短期大学付属第二幼稚園 園長 寺本 明生

## 新型コロナウイルス緊急事態宣言に伴うお願いについて

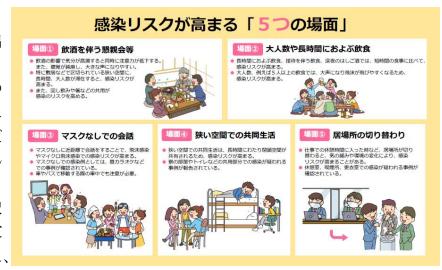
先週1月7日に東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の1都3県を対象区域として、国から緊急事態宣言が出され、昨日、さらに栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の7府県が対象区域に追加されました。これに伴い、保護者の皆様には下記のとおり新たなお願いをさせていただきますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いします。

記

- 1 緊急事態宣言対象区域(以下「対象区域」)への不要不急の移動については、自粛をお 願いします。
- 2 受験や出張など、やむを得ず移動される場合は、三密や「5つの場面」を避けるなど、 感染防止対策を徹底してください。
- 3 対象区域への移動をされた場合、また、対象区域から来られた方との接触があった場合は、お子様についても2週間自宅待機をしていただき、体調管理に努めてください。
- 4 隣県の福岡県についても不要不急の移動は控えてください。ただし、通勤・通学・通 院等による移動が避けられない方もいらっしゃることと思います。その際は、万全の感 染防止対策を講じていただければ、2週間の自宅待機までは求めません。ただし、体調 が優れない時は、ご本人だけでなくお子様についても外出は控えてください。
- 5 福岡県に限らず、九州各県を始め全国的に感染の拡大が始まっています。対象区域ではないとはいえ移動が必要な場合は、移動先の自治体が提供している情報等を確認し、 慎重に判断いただくとともに、移動される際は、万全の感染防止対策をお願いします。

以上のお願いについては、 今後新たに緊急事態宣言が出 された区域も対象とします。 また、期間は緊急事態宣言の 終了までとしますが、状況に よっては、継続させていただ く区域もあるかもしれません のでご承知おきください。

お願いばかりで大変申し訳 ありませんが、園児及びご家 族の安全を守るために、また、



新型コロナの収束を実現させるために、みんなで乗り越えていきたいと思います。保護者の皆様もご協力をどうぞよろしくお願いします。